

中国における農民專業合作社の現状と課題

—中国各地での調査事例をもとに—

大島一二(青島農業大学合作社学院教授)

1. はじめに

中国における協同組合の発展過程は、その社会主義体制の展開のもとで非常に特殊な展開を遂げたということができよう。それは、いったん萌芽的に生まれた協同組合が、国家の社会主義改造の中に取り込まれ、1950年代末に人民公社という形でいったん全国に普及したが、1970年代末には大きく行き詰まり、その人民公社自体の解体により協同組合も解消した。そして、約20年の空白をおいて、2000年代後半以降、後述するように、ふたたび新たな協同組合の発展が注目される状況が生まれている。この2000年代後半以降生まれしてきた新しい協同組合は「農民專業合作社」と呼ばれ、現在の中国農村における諸問題に対処する一つの方途となっている。どうして再び中国農村に協同組合が必要とされるようになったのか、また、その現段階の特徴と役割は何なのか、これらの点を中国の協同組合の展開の大きな流れの中で検討する必要があるだろう。

そこで本稿では、まず、この農民專業合作社の成立を中心に、その現状と問題点を明らかにする。次に、2000年代後半以降、再び農村に構築されつつある協同組合である農民專業合作社に注目し、具体的な事例紹介を交えつつ、その特徴と直面する問題について検討する。

さらに、本稿後半では、現在の農民專業合作社をめぐる最も大きな問題の一つである農村の企業と農民專業合作社の利害関係の対立をとりあげる。レイドロー報告でも述べられているように、営利企業(資本)と協同組合の相克は、世界の協同組合が直面する大きな課題であるが、本稿では、中国農村でおこりつつあるこうした問題についても報告致したい。

2. 農民專業合作社の発展

(1) 農民專業合作社法の制定と展開

「農民專業合作社法」(以下、合作社法とする)は2006年10月に全人代常務委員会を通過し、2007年7月に実施された。この合作社法では、他国の協同組合法と同様に、加入・脱退の自由、民主的管理、利用高配当の原則、一人一票の原則等が規定されている。また、政府と合作社との関係については、政府は合作社の発展のために基本的に支持、指導を行うとしており、そのために必要な産業政策を実施するとしている。

中国農業部農村合作經濟管理総ステーションの統計によると、2009年6月末までに、中国の農民專業合作社(工商登記管理機関に登録済みで、法人格を取得した合作社)は17.9

万社をこえ、農家会員は 3480 万戸と、全農家の 13.8%に達したとされる。総数でみると、2006 年の「農民專業合作社法」公布後、ほぼ 3 ヶ月に 2 万社のペースで増加していることになり、農民專業合作社は急速に中国農村に普及しているといえる。

また、農業部農村合作經濟管理總ステーションの統計によると、業種は耕種農業（野菜、果樹、穀物等）47.8%、畜産業 30.3%（養豚、採卵鶏、ブロイラー等）、農業機械合作社 5.1%、林業關係合作社 4.6%、漁業關係合作社 4.5%、などと広義の農業生産部門が主であるが、他にも広くアグリビジネス一般、とくに農産物の一次加工、商業、流通業、サービス業、グリーンツーリズム等の分野にも進出している。また、2008 年の規制緩和によって、一部では、農業保険、資金融通（一種の金融業）等の分野に進出する農民專業合作社もみられる。

報道等で伝えられている農民專業合作社の形成過程は、およそ以下の 5 類型に分けられる（韓俊【2007】参照）。

- ① 技術普及協會が主体となったもの。
- ② 農業技術普及ステーション等の政府機關、幹部が主体となったもの。
- ③ 供銷合作社が主体となったもの。
- ④ 「龍頭企業」（農村の中核企業）が主体となったもの（注¹）。
- ⑤ 大規模農家、專業戸が主体となったもの。

（2）農民專業合作社の役割

このように、中国農村の農民專業合作社は、農業生産局面および農産物の販売局面において、零細分散した小農經濟が主流である中国農村の現状を改革する新たな農民組織として、しだいに大きな位置を占めるに至っている。ここで現在の中国農業・農村において、農民專業合作社が果たすことが期待されている役割は以下のようにまとめられるだろう。

まず、第一に、現状では、中国の広範な農家は、自らが生産した農産物を販売する手段（出荷調製設備や輸送手段）を基本的にほとんど有しておらず、流通過程において中間商人の活動に依存しているのが実態である。こうしたなかで、利益の多くが中間商人に移転し、しばしば農民の利益は損なわれている。このため、農家の共同によって出荷・流通経費を合理化し、市場での販売力を強化し、利益を農家に還元する仕組みがもとめられているのである。

次に、經濟發展に伴い、市場ではますます高い品質の安全な農産物（注²）が求められているが、多くの農家が、これまで農業生産技術の指導・訓練を受ける機会を得ておらず、一般農家の農業技術水準は長期にわたって停滞してきた。こうした状況の下で、農民の共同による技術の相互普及と、専従職員の配置できる組織による技術指導・普及システムの構築が、農民の生産技術の向上に不可欠であると考えられている。これは 2000 年代後半に顕在化した食品安全問題への対処としても必要な措置であると考えられる。

第 3 に、中国政府は中国共産党の重要會議である第 17 回三中全会（2008 年）で、今後

は大規模農家育成のため農地利用権の流動化を推進する方針を明確にした。これは従来まで、農地流動化を「容認する」に留まっていた姿勢から、大きく推進に転換したものである^(注3)。よって今後農地利用権の流動化が拡大する可能性が高いが、この流動化した農地の受け皿として、高効率の農業経営主体としての農民專業合作社の役割が期待されている。

第4に、農村経済における資金需要の拡大に伴って、将来的には農民專業合作社が金融事業を拡大し、これに応じることが期待されている。

このような要因を背景に、現在中国農村には農民專業合作社が次々に誕生しているが、その中で以下に調査結果を報告する農民專業合作社は、食料生産・供給の発展に寄与し、地域農業と経済の発展に努力を続けている農民專業合作社である。

3. 農民專業合作社の事例分析

(1) 全市をあげての食品安全生産システムの模索と農民專業合作社

－山東省安丘市の事例－

山東省安丘市では、全市をあげて食料の安全を確保する条例を制定し、そのなかで農民專業合作社に重要な役割を与えている。そこで以下では、現地調査を実施した安丘市の事例に基づいて検討する。

2002年以降中国農村で実施されてきた食品輸出企業の自社農場方式は、システムの的には、それ以前普遍的であった産地仲買人を介しての集荷方式(「仲買人仲介方式」)に比べて、農業生産・輸出会社による農薬管理の一元化が可能なることから、システム的に格段に優れたものであり、農産物・食品の安全確保の面において、その効果は高いと考えられる。また、このシステムに一筆毎の圃場管理システムを加えることによって、食品トレーサビリティにも対応可能なシステムでもある^(注4)。

しかし、中国産食品における安全問題の頻発による日本側の輸入量の減少と、世界的な経済不況のもとで、中国の日本向け輸出量の減少が深刻となったこと、一方で農場開設にあたって多くの農地を借地によって集積しなければならず、地代負担が企業にとって過大となったことから、中国の農産物輸出企業は2007年前後から次第に経済的に苦しい状況に陥った^(注5)。そこで中国政府と地方政府、さらに輸出企業が協力して、現在いくつかの地域で、新たな輸出用農産物生産システムの構築を進めている。

中国の産地が模索する新たな輸出用農産物生産システムの代表例の一つとして、山東省の「安丘モデル」があげられる^(注6)。山東省安丘市は有力な日本向け輸出野菜産地の一つであり、とくに長ネギ、タマネギ、ブロッコリー等の大規模な輸出基地の圃場が広範に展開している。この市では、農産物輸出が市の重要産業であることから、これを振興し、あわせて農産物・食品の安全を確保するために、全市をあげて「安丘市農産物安全条例」を制定した。この条例では、市全域において安全な農産物を生産する体制を構築するため、

具体的に以下の3点の対策を、全市を対象に実施している。

① 農民專業合作社を基本にした生産システムの改善：現在「安丘システム」では、生産基盤を、前述した企業農場システムから、徐々に前述した農民專業合作社とよばれる農民の協同組合組織による共同生産方式への転換を推進している。この転換の目的は、協同組合組織の優れた点を活用し、広範な農民に先進的な生産技術・農薬管理技術を普及し、国内向け農産物にたいしても輸出向けに匹敵する安全管理水準を確保するため、また、輸出企業の借地料負担を軽減するための2点である。転換により地代負担の軽減が可能なのは、協同組合生産方式はあくまで自作農が生産の主体となり、これまでの企業への有償での農地貸借が不要となるためである。この転換を進める一方で、協同組合の構成員（農民）にたいする生産管理水準（とくに農薬管理水準）向上のための研修を強化している。

こうした農民專業合作社を基本とした新たな生産システムの実態を調査結果から紹介しよう。

「安丘市双贏果蔬專業合作社」（安丘市景芝鎮東營村）は2009年1月に登記成立した。組合員202人、出資金総額は56万元、組合員の農地は約1200ムーである。この農民專業合作社はスイカと野菜を主に生産し、とくに組合員にたいする技術指導、協同組合教育等に力を入れている^(注7)。この農民專業合作社は、安全で安価な農業資材の供給、統一販売、組合員教育を組合の活動の三つの柱としている。

また、「安丘市奥通大葱專業合作社」（安丘市新安街道澇洼村）は、とくに長ネギ生産に特化した合作社であり、これも2009年に登記成立した。組合員数86人、出資金総額20万元で、組合員の農地は約300ムーである。この農民專業合作社は安丘市の特産物である長ネギを主に生産し、とくに安全な生産システムの構築に力を入れている。

「安丘市富邦農副産品專業合作社」（安丘市柘山鎮祝家庄村）も2009年1月に登記成立した農民專業合作社である。組合員100人、組合員の農地は約500ムーである。この農民專業合作社は落花生と野菜を主に生産し、とくに落花生については、緑色食品、無公害食品の認証を取得し、東南アジア、ヨーロッパ、日本等の海外への輸出を積極的に行っているところに特徴がある。この農民專業合作社は、認証取得のために、安全な農業資材の供給に力を入れている。

安丘市では、こうした農民專業合作社が次々に形成されている。

② 農薬販売・管理の一元化：農産物の安全を確保するのに、農民專業合作社や企業単位での農薬管理だけでは、それを完全なものとするのは難しい。とくに安丘市の場合、古くから大きな野菜産地であり、市内の農薬販売店もかなり数が多かったため、その中には劣悪な品質の農薬や販売禁止農薬を販売する小売店が後を絶たなかった。これに根本的に対処するため、市では農薬管理条例を制定し、原則として一般の民間小売店に農薬販売を許可せず、市直営の直営販売店が一元的に販売・管理する制度を導入した。これにより、各農民專業合作社・企業・農民が安全な農薬・化学肥料等を入手することがより容易となった。

③ 検査機械利用効率の向上：安丘市内には、検疫局・市政府の検査機関や各輸出企業に

比較的多数の残留農薬検査機器が装備されているが、機関・企業の所在が市の中心部に地域的に偏在しており、企業の垣根もあって全体として利用率は低かった。市の関連部門はこの点に着目し、検査機器とオペレーターを機関・企業の枠をこえて登録・管理し、互いに融通する検査機器・オペレーター共同利用システムを開発し、市全体として検査の頻度を上げることに成功した。

これらの取り組みは、これまでの輸出企業を単位とした安全対策をより拡大し、農民專業合作社を基本に市全域を対象とすることから、最終的には国内向け農産物全般の安全対策をも視野に入れたものである。また、企業農場制を徐々に協同組合方式の生産に切り替えようとするのは、輸出量減少に対応した輸出企業の借地料コストの削減のための方策ともいえる。しかし、様々な改革も、肝心の輸出農産物の安全管理にゆろみが発生しては元も子もない。よって、今後安丘市に代表される中国の産地は、安全管理に万全の注意を払いつつ、より広範囲を対象にした、また、より低コストの安全に配慮した生産システムを構築していくという困難な道を歩むことになるのである。しかし、その取り組みはすでに開始されている。

(2) 農業技術の普及と農民專業合作社

－山東省乳山市の事例－

山東省の第二の事例は、山東半島東部乳山市の乳山金橋花生專業合作社の事例である。この專業合作社では、主な生産物としては落花生とリンゴを扱っているが、この專業合作社の最大の注目点は新たな農業技術の普及を広範囲の農民にたいして実施していることである。これまでに受講した農民はのべ30万人に及ぶというからその規模は大きい。

この專業合作社の成り立ちは以下の通りである。現理事長の宋吉濤氏は農村の幹部として1990年代から農業技術の普及を推進してきたが、2000年以降これに専念するために村幹部を辞し農民技術協会を組織し、農民教育と技術普及に専念した。そして、2007年に農民專業合作社法が公布されると、いち早く協会を乳山金橋花生專業合作社に再編し、とくに落花生の生産技術の普及につとめた。こうして、協会時代から合計して、受講者数のべ30万人という指導実績をあげたのである。

乳山金橋花生專業合作社では、農民の受講時には受講料を徴収せず、品質が優れ、安全な肥料や農薬を紹介し、農家への販売を仲介する時に若干の手数料を徴収することで、これを合作社の収入としているという。

すでにふれたように、中国農村では改革・開放政策実施以降、公的な農業技術普及体制が大きく遅滞している。このなかで、民間の農民專業合作社がそれに替わる役割を果たし、多くの現地の農民の好評を得ている事実は、農民專業合作社の技術普及面での存在意義を示すと共に、合作社が食品安全の確保においても一定の役割を果たしうることを示しているといえる。

(3) 企業向け原料産地から農民專業合作社の成立へ

－山東省萊州市の事例－

山東省の第三の事例は、萊州市馭道鎮の東周大姜專業合作社の事例である。前述したように、農民專業合作社は2007年の法整備によって、誕生したものであるから、その歴史は浅いものである。それ以前は農村においては農業・食品企業が農産物加工、販売、輸出に大きな力を有しており、基本的にそうした構造が現在まで継続している。しかし、それらの企業は基本的には資本の論理に基づいて利潤を追求していることから、農家の利益と企業の利益がしばしば対立することとなる。こうして、一連の生産・加工・販売過程において企業の関与が強い作目では、農民は自らの利益を最大化するため、農民專業合作社を組織し、企業の傘下から離脱しようとする動きが各地で加速している。

今回の山東省の調査においても、こうした事例はしばしばみうけられた。ここでとりあげる萊州市馭道鎮東周大姜專業合作社はその典型的な事例の一つである。

萊州市馭道鎮一帯は古くから生姜の生産が盛んで、とくに東周村を中心とする周辺5村では生姜の作付けが2万ムー(1333.3ha)と広大で、年間に生姜を28万トン生産している。また、この馭道鎮の生姜は品質がよく、水資源や土壌条件に恵まれるなど生産環境も良好である。しかし、鎮内に有力な生姜加工企業、商人もいないため、山東省内の萊蕪市の大型食品加工企業へ販売し、収益を得てきた。

ところが、原料基地の位置づけでは、価格交渉力も乏しく、また個別農家と企業の交渉方法では農家の所得は容易に上がらない。そこで東周村では村政府をあげて農民專業合作社を2008年に組織し(中心人物は李崇喜合作社理事長兼村共産党支部書記)、緑色食品の認証申請を行い、ブランド形成を計画する一方、新たな販売先の開拓に努めている。現在青島市の民間企業や日本生協連の事務所と連絡を取り、販売交渉中である。

このように、企業の傘下から自立し、緑色食品の認証を一つの方途とした自らのブランドを形成し、農民の利益と食品の安全を守るのも農民專業合作社の重要な目的といえるだろう。

(4) 有機ジャガイモ生産による地域おこしと農民專業合作社

－内モンゴル自治区武川県の事例－

内モンゴル自治区武川県は、自治区都の呼和浩特市内から北へ約43kmの距離にある。県の人口は17万人、うち農業人口14万人。農家のほとんどが雑穀とジャガイモ生産農家である。武川県は標高1500メートルの高地に位置し、年間降水量300ミリメートル程度、無霜期も年間120日程度と限られているため、年一作を余儀なくされている。耕地面積は230万ムー(15.3万ha)で、農民一人あたり耕地は16.4ムー(1.1ha)と中国の標準的な面積と比較するとかなり大規模であるが、前述した気候条件の制約(とりわけ降水量と無霜期の制約)により生産性は低い(注8)。主要な農産物はジャガイモの他、小麦、燕麦、大麦、菜種、豆類、ソバ、アワ等と、雑穀類が主であり、収益性も低いのが現状である。従来は雑穀生産が中心で農業が振るわない状態が長く継続してきた。このように農業が振るわない状態が長く継続してきた結果、国家級貧困県の指定を受けており、長年貧困問題に悩まされている。

しかし、ここ数年農民專業合作社を中心に取り組んでいる有機ジャガイモの生産が好調で、また、呼和浩特市内からの道路が近年整備されたことから、県外^(注9)へのジャガイモ販売も容易になるなど、農民所得も向上している。このように、武川県では有機ジャガイモによって地域おこしが始まっている。

武川県のジャガイモの作付面積は80万ムー（5.3万ha）で、年産は70～80万トンに達する。武川県のジャガイモ生産の歴史は長いが、厳しい気候条件の影響により長く収量は停滞してきた。1985年前後から徐々に生産振興が計られ、とくに1995年以降県政府の支援もあって大量に市場に出回るようになった。1995年当時の生産量は30～40万トンであったことから、生産量は10年余でほぼ倍増している。

武川県では、武川県川宝綠色農產品有限責任公司（2005年8月成立）が母体となり、王喜貴理事長の下で武川県農豐馬鈴薯專業合作社（所在地：武川県哈樂鎮和泉村）が2008年8月に成立した。公司与農民專業合作社の分業体制は、公司在商標登録管理・販売・資金調達を行い、農民專業合作社が技術指導・サービス・農民研修・種子・肥料供給等を担当している。

現在の組合員数は800戸であり、1戸あたり平均60～70ムーのジャガイモを栽培している。このうち有機ジャガイモ生産に従事している農家は現在300戸（約5000ムー）で、すべて山間地に展開し、有機肥料を使用している。現在のところ、農家管理と指導が容易でないので、やみくもに組合員の数を増やすことはせず、農民專業合作社製品の品質向上・ブランドの浸透^(注10)に力を入れることを中心に進めているという。武川県の乾燥冷涼な気候は病虫害の発生を押さえることが容易で、灌漑施設さえ整えば、有機ジャガイモの栽培にはむしろ好適な地域であるという。

ジャガイモの販売好調もあり、武川県の2008年の農民一人あたり純収入は3834元と前年より24.5%も増加したという。今後は区政府の補助金等で灌漑施設の整備を進め、ジャガイモ生産の安定を図る計画であるという。この武川県の農民專業合作社の事例は、たんに農民專業合作社による農業生産振興の一例であるにとどまらず、今後成功すれば貧困地域の開発、安全な有機ジャガイモの供給など、地域経済に多くのメリットと波及効果を有していると考えられる。

（5）地域の特産果樹による地域おこしと農民專業合作社

－広東省恵州市の事例－

上述の合作社の事例は、華北地域の山東省、内モンゴル自治区のものであったが、南部の広東省等の華南地域においてはその実態はどのようなであろうか。そこで本調査では華南地域の広東省における農村協同化の進展はどのような実態にあるのか、また組織化における課題は何なのか、実際に組織された合作社の運営実態と食品の安全確保はどのような状況であるのか、等について、現地での実態調査を実施した。

広東省での調査は、恵州市四季綠色食品有限公司（以下「四季綠色有限公司」とする）、

恵東県四季鮮荔枝專業合作社（以下「四季鮮荔枝專業合作社」とする）（いずれも恵州市恵東県多祝鎮）で実施した。

四季綠色有限公司と四季鮮荔枝專業合作社は調査によれば、ほぼ一体の經濟組織であった。実態としては、四季綠色有限公司の董事長である蔡觀潭氏は、四季鮮荔枝專業合作社の理事長を兼務し、荔枝の集荷において四季鮮荔枝專業合作社の組織を利用し、販売において四季綠色有限公司を利用していった。中国的にいえば、「公司＋合作社＋農家」という農業産業化（農業企業化）を推進していることになる。

この組織はわずか5年あまりの展開の中で、以下に述べるように大きく発展し、現在関係農家7556戸、生産基地3万ムーを組織し、主に荔枝を生産・出荷している。関係農家の所得は平均年間3600元増加したという。

現在、四季綠色有限公司の董事長である蔡氏は、1960年代から荔枝の栽培・販売を開始し、生産を拡大させてきた。經濟改革の流れに乗って、1986年に小規模の荔枝調製施設を設置し、この調製施設を發展させ、2000年3月四季綠色有限公司を設立し、荔枝の集荷・調製・販売を開始した。しかし、企業規模の拡大に伴って、蔡理事長の經營する荔枝農場だけでは、販売する荔枝が量的に不足することから、集荷範囲を拡大するため、徐々に地元村等の他の農民に呼びかけ、生鮮荔枝專業合作社を組織することを計画した。

ちょうどこの時期に、恵東県政府は地元の有力農産物である荔枝の生産振興をはかりたいという生産振興計画を策定しており、この計画に合致した蔡氏の事業は、県政府の支援を受け、2003年3月に、四季鮮荔枝專業合作社の組織化が開始された。

しかし、この当時は合作社に対する農民の負の印象（かつての人民公社等の農業集団化が失敗したという経験）によって、参加する意志を表明した農家はごくわずかであり、組織化は困難に直面したという。そこで、やむなく組織化に同意した13戸の農家（樹園地300ムー程度）が合作社創設時のメンバーとなり、合作社を立ち上げた。

この後、徐々にではあるが組織は發展し、参加する農民も増加していった。これは合作社の集荷、企業の販売が順調で、品質が高いこと、減農薬栽培を組織をあげて推進していることを国内の主要な販売先に認めてもらい、高価での販売が可能となったためである。ヒアリングによると、ほぼ市場価格より20%程度高価で買い入れることが可能となったという。この後、合作社に参加する農民は増加し、現在は会員302戸、関係農家7556戸（組合員員外利用等）、生産基地3万ムーを組織するに至った。

ヒアリングによれば、合作社の会員農家の状況は以下の通りである。ある会員農家（会員名：朱平先）は、2007年の数字で、4トンあまりの荔枝を合作社に出荷し、販売額は2.1万元に達した。この年の合作社からの利用高配当は2400元であったという。所得は安定し、合作社への加入を評価しているという

この農民專業合作社における食品安全への取り組みは、前述したように低農薬生産の普及による綠色食品認証の取得を目指している点である。

（6）バナナ生産の振興と農民專業合作社

－海南省澄邁県の事例－

華南地域における現地調査の今ひとつの事例は海南省澄邁県の南宝香蕉專業合作社および福山香蕉專業合作社である。

海南省におけるバナナ生産は、大規模な企業的経営と零細農家の小規模経営に大きく分化しており、大規模な企業的経営は、最大規模層 7000～8000 ムー、大規模層 4000～5000 ムーから構成されている。この上記 2 層は省内に 40 社程度存在し、この上記 2 層が資金力を利用して規模拡大を続けている。かつて海南省には各所に開墾可能な荒地が展開しており、これを企業が資金を投資して開墾しバナナを作付してきたわけであるが、現在すでに新規開墾はほぼ限界にあり、零細農家からの借地等での拡大が可能となるのみである。

こうした状況の中で、バナナ專業合作社は、大規模企業にたいして資本力、販売力の面で弱点を抱えている零細農家の出荷の効率化と高い品質の生産資材の供給を目的に結成されつつある。

澄邁県の南宝香蕉專業合作社は南宝郷南宝村民委員会に事務所を開き、2004 年に活動を開始した。現状では合作社としては未登記の任意団体である。年間収入は 20 万元で、これは招聘した来訪商人（産地仲買人）の宿泊費・食事代、パッキング場維持費・水利施設維持修繕費等である。社員は 500 人で、南宝村の村民はほぼ村ぐるみで加入している（発足当初は 7 名であった）。村民委員会幹部が合作社役員を兼任し、省外から来た産地仲買商人と販売交渉し、村民のバナナ販売を有利に展開させている。こうした動向に省政府も関心を示し、省政府からの補助金 20 万元を獲得し、活動を強化している。

これにたいして、澄邁県の福山香蕉專業合作社は 2008 年 8 月 30 日合作社として登記済みである。業務内容はバナナ農家への情報提供、技術指導、統一販売、生産資材の統一購買等である。現在組合員は 527 人（発足当初は 117 人）で、専任職員はおいておらず、合作社のスタッフはみな村民委員会幹部との兼任であり、無報酬で運営されている。現状ではバナナの統一販売ルートを確保することによって、組合員の利益を守ることを優先している。

両合作社とも、現在、減農薬・有機肥料の投入の取り組みを強化しており、そのために大学・研究機関の研究者を技術顧問として招聘し、研究を重ねている。これが成功すれば、緑色食品認証を受けたバナナとしての販売を検討しているという。

（7）調査対象の農民專業合作社の実態と役割

ここまでみてきたように、本報告でとりあげた農民專業合作社の新しいシステムは、いまだ取り組みが開始されてから長くても数年の時間しか経過していないが、農民の所得向上や地域の経済発展にとって、さらには食品の安全確保において、いくつかの興味深い取り組みを開始している。いうまでもなく、本当に今後も長い期間において持続可能なのか否か、農民專業合作社は本当に食品の安全を確保していけるのか、についてはいくつかの疑問点が残ることも事実であり、この点については、報告者自身今後さらに調査を継続していかなければならないと考えている。

4. 企業と農民專業合作社

(1) 企業による農民專業合作社の設立の問題点

このように、中国各地では陸続と各種の農民專業合作社が誕生しているが、こうした發展過程の中で、近年、研究者の間では、前述の農民專業合作社の形成過程における5類型の中の④の「企業領弁合作社」（企業が主体となって設立された農民專業合作社）の存在に注目が集まっている。

それは、このモデルが企業の介入によって、協同組合である農民專業合作社の協同組合的性格の喪失の可能性が高いこと、将来的に農民專業合作社の發展を阻害する危険を有していること、さらには企業の利益が優先され、農民專業合作社に加入した農民の利益を損なう可能性を有しているとの危惧が一部の研究者(例えば王曙光北京大副教授の見解)を中心に高まっているためである。

以下では筆者が2008年9月、2009年11月に視察した四川省Q市の2事例をとりあげて、問題点を明らかにする。

(2) 四川省Q市J養豚合作社の事例

四川省Q市J養豚合作社は2005年に成立した。出資金(100万元)の構成は、成都市・Q市政府が40万元、J実業有限公司(豚のと畜、食肉加工、輸出等を手がける龍頭企業)が40万元、養豚農家20万元(飼養1頭につき1元の出資)である。

しかし、調査によれば、実態としては、農民專業合作社の経費負担はすべてJ有限公司が負担し、農民專業合作社はほとんどそれ以外の資金調達を行っていないことが明らかになった。また農民專業合作社職員の給与もJ有限公司が負担している。

利益分配については、農民專業合作社は年末に会員にたいして一頭あたり5元の利益配分を行う。さらに出荷量1000頭以上の農家に0.5元、2000頭以上の農家に1元の上乗せを行う。

また、J養豚合作社は、近年豚の病気の蔓延が問題になっているため、患畜のと畜時に市場価格の50%の補償金を拠出する保障制度を新設した。他に農民專業合作社は会員にたいして技術講習会、技術指導を実施している。このように現状では、会員には一定の利益が提供されていると判断できる。

しかし、問題も多い。

A. 実態として農民專業合作社の運営にはJ会社の関与が圧倒的で、会員の意見は反映されにくい。とくに企業が恣意的に利潤(分配原資)を低めに操作している可能性が高い。

B. こうした農民專業合作社の実態の上で、養豚経営の外部環境の悪化(飼料・豚肉価格の変動、病気の流行等)が発生すれば、会社と会員農家との利害対立が先鋭化する可能性が高い。

つまり、現実には、農民專業合作社はJ会社の農産物原料の集荷の手段となりつつあり、農民專業合作社としての性格が変質しつつある、または成立時の経緯から元来変質した性格の農民專業合作社であったと判断できる。

(3) 四川省Q市W茶業会社の事例

この状況がさらに深刻な事例として、W茶業公司による、農家のインテグレートに農民專業合作社が利用されている事例がある。

W社は、現地では「竜頭企業＋集団經濟組織＋農民」のモデルとして紹介されている。

2006年にW社が中心となってW農業發展有限公司が設立された。出資金はW社30万元（55%）、村集団經濟組織10万元（15%）、農家（30%）である。農家は資金拠出せず、1年間の地代として400元／ムーを土地現物出資としている。つまり農家は土地配当を受け取る代わりに農地經營權を失ったことになる。

W農業發展有限公司はこうして調達した2000ムー（133ha）の農地に茶樹を植え、近隣の村からも同様の方法で農地を調達し、3万ムー（2000ha）の農地を集積した。現地の農民はW農業發展有限公司に雇用され、現状では就業の場は一応確保されているものの、農地經營權を失い、また、この契約から脱退しようとしても、戸別農家の脱退は永年作物である茶という作目の特殊性上、また村の規制によりかなり厳しい現状にある。

こうして、W社は安定的な原料調達に成功したが、現地の農民は土地經營權を失い、經營上のリスクは農民に転化されたことになる。また、農民專業合作社への参加・脱退の自由も事実上失われている。

（4）企業による農民專業合作社創設の問題点

この2事例においてみてきたように、公司領弁合作社モデルには明らかな問題点が存在する。現在の中国で、企業が農民專業合作社經營に乗り出す目的はどのようなものだろうか。筆者の見たところ、企業の目的は以下の3点に集約される。

A. 農民專業合作社への優遇政策の享受（税制、補助金、優先的な資金融資）

B. 原料調達のための農家囲い込み。

C. 農地集積による直接的な農家インテグレートを実施し、生産過程を内部化するため。

前述のように、公司領弁合作社モデルによって、企業は安定的な原料調達に成功し、場合によっては補助金等の恩典を享受できるが、農民は土地經營權を失い、問題は農民に転化されたことになる。また、事例によっては、農民專業合作社参加・脱退の自由が事実上失われていることも問題である。1990年代から中国政府によって推進されてきた、竜頭企業育成政策（農村の中核企業による農業振興政策）は、1990年代後半の不況時に、農民と企業の利益対立が先鋭化して大きな問題となったが、今回はある意味でその問題の再来となっていると考えられる。しかも後述するように、方法はより巧妙化しつつあるのが実態である。

このように、農民專業合作社は、一方で、個別零細農家による經營を共同によって合理化し、また、組合員相互に技術普及を行うなど、農業生産と流通の効率化を図るのに一定の役割を果たしつつあるが、他方で、現行の法規・制度のもとでは、企業による農家の包摂を促進し、農村の民主化を損ない、農民の利益を損なう危険もはらんでいる。

4. まとめにかえて

ここまでみてきたように、中国の協同組合は、中華人民共和国成立後60年間の歩みの中

で、大きく翻弄されてきたとって過言ではないだろう。しかし、2000年代後半に発生した農民專業合作社の新しい取り組みは、いまだそれが開始されてから数年の時間しか経過していないにもかかわらず、農民の所得向上、地域の農業発展および経済発展、さらに食品安全の確保等にとって、いくつかの興味深い取り組みを開始している。

ふりかえってみれば、1980年のレイドロー報告では、協同組合運動の現段階において、「営利企業」、「国家」とも根本的に異なる協同組合とは何かという理念あるいは思想を不鮮明にしている「思想的危機」の克服を説いている。この意味からみれば、新中国成立以降の中国の協同組合の有り様は、当初の30年余が、まさに「国家」による協同組合の包摂の過程であり、1980年代に人民公社の解体によって、いったんこの関係は解消されたものの、近年生まれつつある新たな協同組合は、ふたたび、今度は「営利企業」との関係のなかで苦悩している段階にあるとっててもよいだろう。

このように、新たな農民專業合作社には課題も多い。たとえば、本当に今後も長い期間において持続的に発展可能なのか、農民專業合作社は本当に農業発展・農村発展に役割を果たしていけるのか、また、本稿でしばしば言及した、企業と農民專業合作社の利害の対立について、等の課題である。これらは今後の趨勢に注目すべき問題であり、この点については、筆者は今後さらに調査を継続していかねばならないと考えている。

<日本語文献>

大島一二（2007）「農産物貿易にみる東アジアの相互関係 —貿易の拡大と「連携」の必要性—」『農業経済研究』第79巻第2号、日本農業経済学会。

大島一二（2008）「第8章 農業」『中国総覧2007～2008年版』ぎょうせい。

菊地昌弥（2008）『冷凍野菜の開発輸入とマーケティング戦略』農林統計協会。

季増民・大島一二（2005）「中国の食品輸出企業における農場制の導入と農地集積 —江蘇省常熟市A社の事例を中心に—」『農村研究』第101号 東京農業大学農業経済学会。

坂爪浩史・朴紅・坂下明彦（2006）『中国野菜企業の輸出戦略 —残留農薬事件の衝撃と克服過程—』筑波書房。

佐藤敦信・俞深湖・大島一二（2004）「中国の野菜輸出企業における品質管理システムの構築—江蘇省冷凍食品企業A社の事例—」『農業市場研究』第13巻第2号、107～110ページ、日本農業市場学会。

<中国語文献>

陳小帆編（2004）『出口蔬菜安全質量保証実用手冊』中国農業出版社。

韓俊（2007a）『中国食品安全報告2007』社会科学文献出版社。

韓俊（2007b）『中国農民專業合作社調査』上海遠東出版社。

国家統計局農村社会経済調査司（2008）『中国農村統計年鑑2008』中国統計出版社。

山東出入境檢驗檢疫局食品処・山東出入境檢驗檢疫局認証処・濰坊出入境檢驗檢疫局・安

丘市人民政府編（2007）『面向出口的食品農產品質量安全區域化管理體系建設及實施』。

魏益民·劉為軍·潘家榮（2008）『中國食品安全控制研究』科學出版社。

張利國（2006）『安全認證食品產業發展研究』中國農業出版社。

中國社會科學院農村發展研究所·國家統計局農村社會經濟調查司（2008）『中國農村經濟形勢分析與預測（2007～2008）』社會科學文獻出版社。

中華人民共和國農業部（2006）『中國農產品貿易發展報告 2006』中國農業出版社。

中華人民共和國農業部（2008）『中國農產品貿易發展報告 2008』中國農業出版社。

(注1) この企業が創設した農民專業合作社の性格については後述する。

(注2) この点については大島一二(2007)を参照頂きたい。

(注3) この点については大島一二(2008)を参照頂きたい。

(注4) 現実に、前出の江蘇省のA社では野菜の生産・加工過程についてトレーサビリティシステムを導入している。詳しくは佐藤敦信・俞深湖・大島一二(2004、107～110ページ)参照。

(注5) この残留農薬事件、餃子事件等による輸出企業の苦境と、対応については、坂爪浩史・朴紅・坂下明彦(2006)、菊地昌弥(2008)等に詳しい。

(注6) この部分は安丘市における現地調査結果、および山東出入境検疫局食品処・山東出入境検疫局認証処・濰坊出入境検疫局・安丘市人民政府編(2007)等を参考にした。

(注7) すでに2009年の上半期だけで、のべ1200人が講習会に参加した。

(注8) 農地の約8割は天水依存で、基本的に降雨に頼る農業であるが、近年干ばつが頻発しており、生産性は著しく低い。現在灌漑面積は10%程度である。しかし、こうした乾燥冷涼な気候は、灌水用の灌漑施設さえあれば、有機ジャガイモの生産には好適であるという。

(注9) 販売先は主に北京市等の中国国内であるが、近年、一部はウランバートルにも輸出されているという。

(注10) いったんブランドが形成されると、偽物問題が発生する。武川県でも有機ジャガイモの人気の高まって以降、偽物が販売されているという。